

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- ・長崎県資源管理方針の変更

所管課（室）名  
漁業振興課

## 告 示

### 長崎県告示第614号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和7年12月23日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、 <u>令和5年の生産量で32万トン</u> 、生産額は <u>1,238億1,000万円</u> にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、 <u>約9,200人</u> であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 略 (別紙1-6)	第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、 <u>平成30年の生産量で31万トン</u> 、生産額は <u>799億6,000万円</u> にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、 <u>約1万2,000人</u> であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 略 (別紙1-6)
第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 長崎県するめいか漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 略 ② 対象とする漁業 ア 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。） イ 試験研究調査（長崎県知事への届出により実施	第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 長崎県するめいか漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 略 ② 対象とする漁業 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）第2条第4項に規定する外国人が行う漁業以外の漁業。）

する長崎県総合水産試験場の試験研究調査)

- (3) 略  
 (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日  
② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から  
当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。)  
陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 全量を長崎県するめいか漁業に配分する。  
2 大臣管理区分や他の都道府県との間における配分量の融通及び国からの追加配分等に伴い、本県に配分された数量に変更が生じる場合については、全量を長崎県するめいか漁業から扣除する。  
3 県は、知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

## 第4 略

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## (3) 略

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を長崎県するめいか漁業に配分する。

## 第4 略

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

なし

発行者  
長崎市尾上町三番一号

電話直通表  
(八九二五四)  
一一一  
一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏印刷  
弥ト